

## 2017年度協約改訂交渉を全組合員で闘おうシリーズ④

### 第3回協約・協定改訂団体交渉

# 労働組合軽視の姿勢を許さない！！

本部は8月28日、2017年度基本協約・協定改訂第3回団体交渉を開催しました。今回は労使関係部分の、組合掲示板の設置、上部機関の機関開催への組休参加、組合要求による協議の開催、掲示物の不当撤去、恣意的なボーナスや乗数のカット、苦情処理会議、苦情処理会議の非公開の解釈、苦情処理会議の上移等について議論しました。会社は、全ての組合要求に対して認めることはなく、この間同様、労働組合軽視の姿勢を貫きました。

労働組合軽視は、労働者を徹底的にこき使い、いかに儲けるかという会社の本音の表れです。このようなことを許せば労働者は大変な目に遭うこととなります。JR東海労はこのような会社の姿勢を許さず、今後も団体交渉で現場で働く者の切実な声をぶつけていきます。

**次回第4回団体交渉は、8月30日13時からです。**

- 組合員のいる全ての職場に組合掲示板を設置すること！
- ◆組合が認めなくとも施設管理権であり設置基準は5名以上である。
- 組合が協議の場を求めたときは、協議の場を持ち議論すること！
- ◆協約に則ってその都度判断する。
- 掲示物の一方的撤去はやめること！撤去事由を職場で説明をすること！
- ◆職場が紊乱する掲示は撤去する。撤去事由は協約違反である。
- 苦情処理会議では会議の内容が非公開とはなっていない。
- ◆非公開とは会議の内容も含めてのことと言ってきたしお願いしてきた。
- 申告があったとき苦情処理会議を開催すること。
- ◆協約の通り労働協約、就業規則の適用及び解釈について行う。
- 恣意的なカットは一切行わないこと、現場長はカットの理由を明らかにすること。
- ◆恣意的ではない。現場長は減率適用の理由はわからない。
- カットの基準としている非違行為の区分について明らかにすること。
- ◆会社の裁量権の範疇であり、明らかにする必要はない。

## みんなの力を結集し要求を勝ち取ろう！